

報道発表資料

平成 28 年 6 月 8 日
九州地方知事会事務局

「平成 28 年地方分権改革に関する提案募集」に係る九州地方知事会の提案について

本年 5 月 25 日の第 147 回九州地方知事会議において、平成 26 年から導入された地方分権改革における「提案募集方式」に引き続き積極的に取り組むことを確認し、6 月 7 日、九州地方知事会として、内閣府に対して全 13 項目の提案を行いました。

今後、政府において検討がなされ、本年度中には対応方針が決定される見込みであり、各県と協力して、提案の実現に向けて積極的に取り組みます。

1 特に地方創生に関連する提案：4 提案

- ・農用地区域内における農業用施設の設置に係る要件の緩和
- ・沿岸漁業改善資金の融資に係る方式の追加、機関保証の対象化
- ・半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止
- ・離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

2 各県に共通する課題等に関する提案：9 提案

(1) 農林水産分野：3 提案

- ・地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化
- ・国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化
- ・消費・安全対策交付金の交付対象要件等の緩和

(2) その他：6 提案

- ・不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止
- ・マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し（不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化）
- ・マイナンバー制度における条例事務の情報照会項目の一致を求める運用の見直し
- ・マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報の拡大
- ・マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステム利用環境の整備
- ・マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し

【連絡先】

大分県総務部行政企画課
(九州地方知事会事務局) 河野、河村
TEL 097-506-2480、506-2482

「平成28年地方分権改革に関する提案募集」に係る九州地方知事会の提案について

平成28年6月8日
九州地方知事会

1 特に地方創生に関連する提案：4提案

No	提 案 項 目	提 案 内 容
1	農用地区域内における農業用施設の設置に係る要件の緩和 【農業振興地域の整備に関する法律】	地域住民の雇用促進、地域活性化に資するため、現在国家戦略特区の指定区域内でのみ認められている農用地区域内における農家レストランの設置について、早期の全国展開を求めるもの。
2	沿岸漁業改善資金の融資に係る方式の追加、機関保証の対象化 【沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法】	新規漁業就業者の確保・定着を促進するため、旧農業改良資金や林業・木材産業改善資金と同様に、沿岸漁業改善資金について、都道府県の直接貸付方式に加え、金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とするよう求めるもの。
3	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止 【半島振興法】	半島振興計画に基づく事業効果の早期発現のため、半島振興計画を作成する際の主務大臣への事前協議、同意を廃止し、計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができるとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度とするよう事務の簡素化や手続の迅速化を求めるもの。
4	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止 【離島振興法】	離島振興計画に基づく事業効果の早期発現のため、離島振興計画の策定前に実務上行われている計画案の国への事前提出による審査を廃止し、事務の簡素化や手続の迅速化を求めるもの。

2 各県に共通する課題等に関する提案：9提案

(1) 農林水産分野：3提案

No	提 案 項 目	提 案 内 容
1	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化 【補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省大臣官房経理課長通知）】	国庫補助事業で取得した施設の有効活用の促進や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分申請に関する国の承認事務を都道府県に移譲し、国に対しては事後報告のみとするよう求めるもの。
2	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化 【補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省大臣官房経理課長通知）】	国庫補助事業により取得した施設等の譲渡に当たって必要とされる国への財産処分申請について、集落営農組織や個別経営体の法人化に伴う施設等の所有者の変更のみである場合は、都道府県への事前届出制とし、国に対しては都道府県からの事後報告とするよう求めるもの。
3	消費・安全対策交付金の交付対象要件等の緩和 【消費・安全対策交付金実施要綱（農林水産省事務次官通知）】	BSE検査に係る関連施設について、補修費及び既存施設の更新を消費・安全対策交付金の交付対象とともに、交付金の対象施設に化製場に整備された牛処理専用ラインを含め、施設を設置する団体を事業実施主体に加えるよう求めるもの。

(2) その他：6提案

No	提 案 項 目	提 案 内 容
1	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止 【不動産の鑑定評価に関する法律】	不動産鑑定士試験の受験申込みについては、電子申請と書面申請の2種類があり、電子申請については国が直接受け付け、書面申請については法に基づき都道府県が受け付けている(経由事務)が、都道府県を経由する義務付けを廃止し、窓口を一本化するよう求めるもの。
2	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化) 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則】	地方公共団体が創意工夫により実施する不妊治療費助成等の事務について、独自利用事務(地方公共団体が条例で定めるマイナンバーの利用事務をいう。以下同じ。)としての情報連携を可能とするため、個人情報保護委員会が規則で定める法定事務と趣旨・目的が同一であること等の要件を緩和するよう求めるもの。
3	マイナンバー制度における条例事務の情報照会項目の一致を求める運用の見直し 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則】	独自利用事務が求める照会項目(例～市町村民税均等割額)が法定事務の照会項目(例～市町村民税所得割額)と異なっていても、書面(所得・税額証明書等)が同一である場合は、必要な項目を照会できるよう見直しを求めるもの。
4	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムで照会可能な情報の拡大 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令】	地方公共団体が地方税の減免等を行う際に必要な療育手帳や外国人に対する生活保護といった独自利用事務に関する情報を、情報提供ネットワークシステムを介して照会可能な情報に追加するよう求めるもの。
5	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステム利用環境の整備 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】	公営住宅の管理代行者が情報提供ネットワークシステムを利用して、代行する事務に必要な特定個人情報の提供を受けるためには、単独でのソフトウェア開発や中間サーバーの保有が必要となるが、技術や経費の面で困難であることから、管理代行者に対し地方公共団体向けの中間サーバーを経由したシステムの利用を認めるよう求めるもの。
6	マイナンバー制度の活用を図るために社会保障制度における所得要件の見直し 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 外】	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額等の認定基準については、現在、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上の特定個人情報ではない所得税額を基礎にして決定されているが、これを情報提供ネットワークからの入手が可能な特定個人情報である市町村民税額とするよう求めるもの。